

一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン

選手契約および登録に関する規程

第1章 選手契約

第1節 総則

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン(以下「JRL0」という)の正会員およびその選手との契約ならびに登録等に関する事項について定める。

第2条〔契約区分〕

選手の契約区分は次の各号のとおりとする。

- ① 社員選手
- ② 業務委託契約選手

第3条〔社員選手〕

社員選手とは、その選手が所属する正会員または正会員の子会社との間で雇用関係にある者をいう。なお、社員選手は、ラグビー選手としての活動の対価として、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料その他正会員が必要と認めた手当以外を受理してはならない。

第4条〔業務委託契約選手〕

業務委託契約選手とは、その正会員との間で書面による契約を締結しており、当該選手のラグビー選手としての活動対価として、当該選手がラグビー選手として活動するにあたって負担する費用を実質的に上回る金額の支払いを受ける者をいう。なお、ラグビー選手としての活動とは、「一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン規約」(以下「規約」という)第39条において、選手として履行義務を負うものとして掲げられる各事項を行うことをいう。

第2節 移籍

第5条〔選手の移籍〕

(1) 正会員となった団体に所属するラグビーチーム(以下「会員チーム」という)および選手は、それぞれ以下の各号に定める事項を遵守するものとする。

- ① JRL0 が定めるシーズン開始日(原則として JRL0 が別途定めるリーグ戦開始前の最初の選手登録期限日をいう。以下「シーズン開始日」という。)から、JRL0 が定めるシーズン終了日(プレーオフトーナメント最終戦開催日とする。以下「シーズン終了日」という。)の 61 日前までの期間において
 - a) 会員チームは、移籍に関して、直接または間接を問わず、他の会員チームに所属している選手(社員選手・業務委託契約選手の契約区分を問わない。以下本条において同じ)と、当該他の会員チームの承諾の有無にか

かわらず、接触または交渉を行ってはならない。ただし、社員選手については、ラグビー選手としての活動を目的としない場合を除く。以下本条において同じ。

- b) 選手は、移籍に関して、直接または間接を問わず、所属する会員チーム以外の会員チームと、所属する会員チームの承諾の有無にかかわらず、接触または交渉を行ってはならない。
- ② シーズン終了日の 60 日前から、次のシーズン開始日の前日までの期間において
- a) 会員チームは、移籍に関して、直接または間接を問わず、他の会員チームに所属している選手と、当該他の会員チームの事前の承諾なく、自ら接触または交渉してはならない。また、会員チームは他の会員チームに所属する選手から接触があった場合は、当該他の会員チームに事前に通知しなければ、交渉を開始してはならない。
 - b) 選手のうち、業務委託契約選手は、移籍に関して、直接または間接を問わず、所属する会員チームの事前の承諾なく、他の会員チームと接触または交渉を行ってはならない。
 - c) 選手のうち、社員選手は、移籍に関して、直接または間接を問わず、所属する会員チームの承諾なく、他の会員チームと接触または交渉することができる。
- ③ 社員選手と正会員との雇用契約もしくは出向契約が終了した場合または正会員と業務委託契約選手との契約が終了した場合、いずれの会員チームも何らの制限なく、当該選手と接触または交渉をすることができ、いずれの当該選手も何らの制限なく、会員チームと接触または交渉をすることができる。
- (2) 正会員、会員チームおよび選手は、移籍に関して、他の正会員または他の会員チームと当該正会員等に所属する選手との契約その他の合意を尊重するものとする。

第6条〔社会人チームまたはクラブチームからの選手の移籍〕

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）の「チームの登録等に関する規程」に定める社会人チームまたはクラブチームの選手として登録されている選手が、会員チームに移籍を行う場合、移籍する前に社会人チームまたはクラブチームの選手として登録を行った日本協会の年度(4月から3月)内に開始される JRLO の年度(10 月から9月)において、JRLO が主催する公式試合に出場することはできない。ただし、所属チームの解散、チームを保有する会社の倒産その他選手の責に帰すことのできない事由により、移籍が行われた場合はこの限りではない。

第7条〔懲罰〕

会員チームまたは選手が本節の定め違反した場合、JRLO は規約第 84 条に基づき理事会が定めるところにより懲罰を科すことができる。

第2章 選手登録

第1節 選手登録

第8条〔選手登録〕

- (1) 正会員は、日本協会の「チームの登録等に関する規程」の定めるところにより、契約した全ての選手を日本協会に選手登録（以下「協会登録」という）しなければならない。
- (2) 正会員は、公式試合に出場する全ての選手についてシーズン開始日までに、所定の方法で JRLO に登録（以下「リーグ登録」という）しなければならない。ただし、第 11 条に定める場合はこの限りではない。
- (3) 協会登録およびリーグ登録が完了した選手に限り公式試合に出場ことができ、正会員は、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

第9条〔リーグ登録の区分〕

リーグ登録の区分は、次の各号のとおりとする。

- ① カテゴリA
- ② カテゴリB
- ③ カテゴリC

第10条〔登録区分の要件〕

(1) 「カテゴリA」としてリーグ登録することができる選手は、次の各号の条件のいずれかを満たす者とする。

- ① 日本代表歴のある者。なお、代表歴のある者の定義については、World Rugby(以下「ワールドラグビー」という)の定める「REGULATION 8. ELIGIBILITY TO PLAY FOR NATIONAL REPRESENTATIVE TEAMS」によるものとする。
- ② 日本代表歴のない者のうち以下の a～e のいずれかを満たす者。
 - a) 日本で出生しており、日本以外の国または地域を管轄するラグビーフットボール協会(以下「他の協会」という)の代表歴がないこと。
 - b) 両親、祖父母の1人が日本で出生しており、本人に他の協会の代表歴がないこと。
 - c) 協会登録を行ったシーズン(以下、本条において「協会登録シーズン」という)開始日時点で、48 か月間以上継続して日本を居住地としており(以下「継続居住要件」という)、他の協会の代表歴がないこと。なお、ここでいう「継続」とは、日本国外滞在日数が年間 62 日以下であることを意味し、日本以外での出生者を対象として入国管理局が発行する出入国記録により、日本国外滞在日数が確認できることを条件とする。
 - d) 協会登録シーズン開始日時点で直前の累計9年間日本を居住地としており(以下「累計居住要件」という)、他の協会の代表歴がないこと。なお、ここでいう「累計」とは、出生時からシーズン開始日までを対象に、日本を主たる居住地として居住していた期間を意味する。なお、主たる居住地の解釈については、ワールドラグビーの定める規程における解釈に準じるものとする。
 - e) 継続居住要件を充足し、日本に留学、居住していることを在学証明書、または卒業証明書により証明することができ、かつ在学中の国外滞在日数が年間 62 日以下であることが、入国管理局が発行する出入国記録により確認することができる留学生であること。
- ③ 以下の a～e のいずれかを満たす者。
 - a) 2016年8月31日以前に日本国籍取得選手として協会登録していたこと。なお、日本国籍取得選手として協会登録を行った時点以前の他の協会の代表歴の有無は問わない。
 - b) 2021年11月30日(本規程第11条に定める追加登録の場合は、2021年12月28日)以前に日本国籍取得選手として協会登録、または日本国籍取得選手として認定されて追加で協会登録されていること。ただし、時期を問わず他の協会の代表歴がないことを条件とする。
 - c) 2016年8月31日以前に特別永住権取得選手として協会登録していたこと。なお、特別永住権取得選手として協会登録を行った時点以前の他の協会の代表歴の有無は問わない。
 - d) 2017年8月31日以前に日本での義務教育修了者として、協会登録を行っており、引き続き日本に在住していること。ただし、時期を問わず他の協会の代表歴がないことを条件とする。
 - e) 2021年度シーズン開始以前に「アジア枠」該当選手として協会登録していたこと。ただし、時期を問わず、他の協会の代表歴がないことが条件とする。

(2) 「カテゴリB」としてリーグ登録することができる選手は、次の各号の条件のいずれかを満たす者とする。

- ① 他の協会の代表歴のない者のうち以下の a) または b) のいずれかに該当する者。
 - a) 協会登録シーズン開始日時点で、継続居住要件または累計居住要件を満たしておらず、将来的に、継続居住要件または累計居住要件を満たした場合に日本代表資格を得られる可能性があること。

- b) 2021年11月30日以前に日本国籍取得を申請しているが、2021年12月28日までに当該申請が認定されていないこと。ただし、2021年12月29日以降に当該申請が認められた場合は、2023シーズンよりカテゴリAの選手として登録することができる。
- ② 他の協会の代表歴のある者のうち以下に該当する者。
2021年シーズン開始以前に「アジア枠」該当選手として協会登録していたこと。
- (3) 「カテゴリC」としてリーグ登録することができる選手は、以下の条件を満たす者とする。
カテゴリAおよびカテゴリBのいずれにも当てはまらないこと。
- (4) 正会員は、同一シーズン中に、リーグ登録した選手のカテゴリを変更することはできない。
- (5) 正会員が行うリーグ登録は、下表「チーム登録枠」の要件を満たさなければならない。
- (6) 正会員が同一の試合にエントリーすることのできる選手の上限は、カテゴリごとに下表「試合23名登録枠(エントリー枠)」のとおりとする。
- (7) 正会員が同時に出場させることのできる選手の上限は、カテゴリごとに下表「同時出場可能枠」のとおりとする。
- (8) カテゴリB選手は、カテゴリC選手として試合出場させることができる。

2022-23 シーズン		チーム登録枠	試合23名登録枠 (エントリー枠)	同時出場可能枠
カテゴリA	日本代表資格あり	総選手登録数の80%以上。ただし、総選手登録数が51名以上の場合は、カテゴリBおよびCを除いた人数 ※少数点以下、切り捨て	17名以上。ただし、22名登録の場合、カテゴリAは16名以上	11名以上
カテゴリB	日本代表資格獲得見込み	カテゴリBおよびCの合計で10名以下または総選手登録数の20%以下	カテゴリBおよびCの合計で	カテゴリBおよびCの合計で
カテゴリC	他の協会の代表歴あり、上記以外	(いずれか小さい方)、且つカテゴリCは3名以下 ※少数点以下、切り上げ	6名以下且つカテゴリCは3名以下	4名以下且つカテゴリCは3名以下

第11条〔選手の追加登録〕

- (1) 第8条第2項の定めにかかわらず、正会員は、別途JRLOが定めた登録期限までに、カテゴリAの選手を3名まで追加でリーグ登録することができる。
- (2) 第8条第2項の定めにかかわらず、正会員は、カテゴリBおよびCの選手をチーム登録枠の範囲内において、追加でリーグ登録することができる。
- (3) 前二項に基づき、追加でリーグ登録された選手は、正会員が選手登録申請書兼同意書をJRLOに提出し、全会員チームに対して追加登録の意向を通知してから14日以内に開催される公式試合から、リーグ登録手続きが完了していることを条件に出場することができる。ただし、当該選手が、プレーオフーナメントまたは入替戦に出場しようとする場合、少なくとも1回はリーグ戦(順位決定戦を含む)または理事会が別途定める試合に出場していなければならない。
- (4) 正会員は、リーグ登録を抹消した選手を、同一シーズンにおいて再登録することができない。
- (5) 前項の定めにかかわらず、正会員は、日本代表強化に資するものとして日本協会とJRLOが事前に合意した活動に参加するために、選手のリーグ登録を抹消した場合、当該選手をいつでもリーグ登録することができる。
- (6) カテゴリBおよびCのリーグ登録者数がチーム登録枠の上限に達している場合において、カテゴリBまたはCの選手が負傷、病気等の理由により試合出場が困難になったときは、当該選手のリーグ登録抹消後に、カテゴリBまたはCの選手をチーム登録枠の範囲内において、追加でリーグ登録することができる。

- (7) 第8条第2項の定めにかかわらず、正会員は、リーグ登録した選手が他の協会の代表選手として代表活動中に負傷し、シーズン中に復帰できない場合、当該選手の登録を抹消するという条件の下、カテゴリを問わず代替の選手をリーグ登録することができる。
- (8) 正会員が登録期限までにリーグ登録を行った選手のうち、カテゴリ A の選手、または、当該年度に日本代表スコッドに選出された選手が、リーグ開催期間に海外リーグ登録を希望する場合、日本代表の強化育成目的で中長期に亘り所属会員チームから離脱させること、現地で活動後、直ちに帰国し、出国前に所属していた会員チームへ復帰すること、および出国前に本人・所属会員チーム・JRLO との三者間で合意することを条件として、復帰する時期の如何に関わらず選手登録を行うことができる。
- (9) 第8条第2項の定めにかかわらず、正会員は、4年制大学の大学チームに所属する選手のうち、大学の最終学年又は大学院に所属し、かつ、当該シーズンの4月以降に正会員に所属することが内定している選手について、以下の書面を提出することにより、シーズン開始日以降も、JRLO にリーグ登録することができる。手続きの流れは以下のとおりとする。

<手続きの流れ>

- ① 選手登録申請書兼同意書その他の以下の<必要な提出書類>記載の書類を JRLO に提出し、全会員チームに対してリーグ登録の意向を通知すること
- ② ①を完了後、14 日目を降の試合に出場することができる
ただし、出場する試合のキックオフの 72 時間前までにリーグ登録手続きを完了する必要がある。
※当該年度の大学選手権の全日程終了後に開催される試合から出場できる。
なお、カテゴリ B および C のリーグ登録者数は前条に定めるチーム登録枠の範囲内とする。

<必要な提出書類>

- ③ リーグワンアーリーエントリー申請書 (JRLO が別途定める)
- ④ 正会員と当該選手の契約書 (社員選手の場合は内定通知書)
- ⑤ 選手登録申請書兼同意書
- ⑥ その他 JRLO が求める資料

※高等学校、高等専門学校卒業生は、4月1日以降の試合にリーグ登録手続き完了後、エントリーすることが出来る。
(手続きの流れは上記のとおりとする)

第 12 条〔選手離籍証明書の発行〕

正会員は、理由の如何 (移籍・引退) を問わず、所属選手が会員チームを離籍する際に、JRLO 指定の「選手離籍証明書」を当該選手に対して発行しなければならない。ただし、正会員が以下の事由により当該会員チームを解散・廃部・休部したと JRLO が認める場合は、この限りではない。

- ① 正会員が、その保有・運営するチームの活動支援を打ち切ることを書面またはプレス・ステートメント等で表明した場合。
- ② 会員チームを保有・運営する正会員が破産、会社更正、民事再生の申請を行った場合および当該会員チームが解散した場合。
- ③ 正会員が書面にて JRLO からの退会を申し入れた場合。

第 13 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 14 条〔施行〕

本規程は 2021 年 12 月 10 日から施行する。

〔改正〕

2021 年 12 月 22 日

2022 年 3 月 9 日

2022 年 3 月 31 日

2022 年 10 月 12 日

2023 年 10 月 3 日

2024 年 1 月 29 日